

2 学校法人の理事等は、寄附行為の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに寄附行為の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)
第36条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

二 役員等名簿の備付け及び閲覧（第47条、第66条）

- 1 学校法人は、役員等名簿を作成しなければならないものとする。
- 2 学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあっては、在学者その他の利害関係人から請求があった場合に限り。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする。

- 3 学校法人の理事等は、正当な理由がないのに財産目録等の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)
第36条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

三 役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）

学校法人は、役員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるとともに、当該報酬等の支給の基準に従って、役員に対する報酬等を支給しなければならないものとする。

- 一 現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に規程等が作成されている場合（今年度中に作成する場合も含む）には、当該規程等をもって、私立学校法上の「役員に対する報酬等の支給の基準」として差し支えない。
- 一 この場合であっても「中期的な計画」と異なり、この規程等が評議員会の意見を聴いた上で作成されていないものである場合には、施行日（令和2年4月1日）までに、意見を聴くことが必要。

一 現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等がない場合には、附則9条で定める準備行為として法施行日までに「役員に対する報酬等の支給の基準」を作成することが必要。

- 一 「役員に対する報酬等の支給の基準」については、文部科学省令において「役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項」を定めることとされており、同施行通知において基準の作成例を提示。

(寄附行為作成例の改正点)
第38条として役員報酬基準に基づく報酬の支給に係る規定を追加。（新）

四 情報の公表

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、寄附行為、監査報告書、財産目録等のうち文部科学省令で定める書類及び役員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならないものとする。（第63条の2）

第五 清算人の選任

学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任するものとする。（第50条の4）

第六 関係規定の整備

その他関係規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

一 施行期日

新私立学校法は、令和2年4月1日から施行すること。

二 準備行為及び経過措置等

この法律の施行に伴い必要な準備行為及び経過措置に関する規定を整備するととも

を含め財務書類等を閲覧できる環境が用意されていればよいこととなります。

【役員に対する報酬等の支給の基準(第47条、第48条、第66条)】

Q16-1 既に役員報酬基準を作成している法人も評議員会の同意が必要か。

- 現在作成されている役員報酬基準が評議員会の意見を聴取の上作成されている場合には改めて聴取し直す必要はありません。
- 現在の基準の作成に当たって評議員会の意見聴取が行われていない場合には、施行日までに意見聴取を行う必要があります。
- 法律上は評議員会の「意見を聴く」ことが必要となりますので、各学校法人の寄附行為に基づき、評議員会において必要な手続を経て基準を作成してください。

Q16-2 役員に払われている日当は「報酬」に該当するか。

- 業務の対価として位置づけられているものは該当します。交通費等の実費相当額は該当しません。

Q16-3 役員と職員を兼ねている場合、職員として支払われる給与は役員報酬に含まれるのか。

- 職員として支払われる給与が職員給与規程に基づき支払われるなど、明確に分かれている場合には役員報酬には含まれません。ただし、役員報酬基準作成の趣旨に鑑み、役員が受け取る報酬額が不当に高額となることは適当ではありません。

Q16-4 役員報酬基準はいつまでに策定・公表すればいいのか。

- 役員報酬基準は、評議員会の意見を聴いた上で、改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日時点で作成・公表する必要があります(公表は文部科学大臣所轄法人のみ)。

Q16-5 役員報酬基準の具体的な内容如何。抽象的な支給基準を策定して、不当に高額な報酬を得ることがないようにするべきではないか。
「執務状況に鑑み、理事会で決定する」という内容でよいのか。
報酬額の決定経緯のみの公表でよいのか。金額の上限を定めるだけでよいのか。

- 私立学校法施行規則第4条の5において、報酬基準に定める事項として「報酬等の金額の算定方法」を規定し、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたかを説明できる内容とすることを求めています。
- その上で、役員報酬基準の参考例を作成し、これを参考にされたいことを周知することとしています。

Q16-6 評議員、顧問、参与等の役職については、報酬基準を定める必要はあるか。今回の改正私立学校法で求められているのは役員の報酬基準のみか。

- 今回の法改正で求められているのは役員の報酬基準となります。
- なお、これらの者に対する報酬についても、報酬規程を定めた上で支払われるべきものであることはこれまでと同様です。

Q16-7 給与、退職金、旅費について、一般職員の基準を役員にも準用している。その場合は一般職員の基準を公表する必要があるか。

- 役員の報酬基準の実態が分かるような形で公表される必要がありますので、他の規定を準用している場合には、準用されている内容が分かる形で公表することが求められます。

Q16-8 役員に対する報酬等の支給の基準は、制定又は一部改正の日から5年間備え付けておけばよく、5年間を超えた場合に備え付けていなかった場合は罰則の対象にならないか。

- 役員報酬基準の備置きは作成の日から5年間となります。5年を超えた場合であっても、その時点で適用されている役員報酬基準は備え置くことが適当です。

ため、役員報酬基準を別途策定する必要はありません。

【情報の公表（第 63 条の 2）】

Q17-1 今回の改正が情報公開をさらに推進するためのものであること、各学校法人には積極的な情報公開が求められていることを周知すべきではないか。

- 御指摘の内容についてはこれまでも周知してきており、これからも周知していきます。

Q17-2 公表すべき情報は、各大学等のＨＰにアクセス制限なくダウンロード・印刷できる形式で掲載しなければならぬこととすべきではないか。

- 公表資料については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態でホームページ等に掲載することが望ましいことについて周知しています

Q17-3 公表すべき書類の内容は、第 47 条で作成・備置・閲覧に供することが義務付けられる書類の写し、もしくは原本と同等の内容を公表しなければならないこととすべきではないか。

- 私立学校法第 47 条第 1 項及び第 2 項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、同法 63 条の 2 及び私立学校法施行規則第 7 条に基づき公表する書類の内容は同一の内容であることについて周知しています。

Q17-4 公表の対象となる貸借対照表については注記ならびに各明細表が含まれること、収支計算書には資金収支計算書、活動区分資金収支計算書・各内訳表、事業活動収支計算書・内訳表が含まれることを確認すべきでないか。

- 参考様式例として、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書（注記含む）を示すとともに、附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報の公開に努めることとしています。

- なお、最新の役員報酬基準はインターネットでの公表が必要となります。

Q16-9 役員に対する報酬等の支給の基準の参考例第 4 条<例 3>にある「常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）」とは、常勤役員全員の報酬総額なのか、常勤役員一人の報酬総額なのか。

- 常勤役員一人の報酬総額（年額、賞与を含む。以下同じ。）になります。常勤役員一人当たりの報酬総額の上限を定めた上で、それぞれの常勤役員の報酬額は理事会で決定するという算定方法を参考例として示したものです。

- 役員全員の報酬総額を定めた上で、その範囲内において理事会が各役員の報酬額を決定するという規定は、どのような過程を経て各役員の報酬額が算定されたかを示す算定方法として不十分であるため、認められません。

（参考：社会福祉法人における役員報酬基準の運用）

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成 28 年 11 月 11 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

② 報酬等の金額の算定方法

(b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の員体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。)

(c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。

Q16-10 役員の報酬について、寄附行為で無報酬であることを定めれば、役員報酬基準を策定する必要はないか。

- 御質問のとおり、寄附行為において無報酬と定めた場合には、法令により作成が義務付けられた寄附行為により無報酬であることが確認できる

参考例

役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人〇〇学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第〇条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬〔、賞与、退職慰労金〕
- (2) 非常勤の役員 報酬

※無報酬とする場合は、その旨を定める必要がある。

(報酬等の額の算定方法)

<例1>

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第3に定める算式により算出される額（※支給する場合）
 - (3) 退職慰労金 別表第4に定める算式により算出される額（※支給する場合）
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

<例2>

第4条 常勤の役員の報酬月額、別表第2の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

- 〔2 常勤の役員の賞与及び退職慰労金は別表第3及び第4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

<例3>

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は〇〇円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

- 〔2 常勤の役員の退職慰労金は別表4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月〇日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）
- 〔(2) 賞与 毎年〇月及び〇月〕
- 〔(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後〇か月以内〕
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任, 退任, 又は解任の場合の報酬額については, その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により, 計算金額に1円未満の端数が生じたときは, その端数金額が50銭未満であるときは, これを切り捨て, その端数金額が50 銭以上であるときは, これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は, この規程をもって, 私立学校法第63 条の2 第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

※ 私立学校法第63条の2 第4号は文部科学大臣所轄法人のみの対象のため、県知事所轄法人の場合、第9条の規定は不要。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は, 理事長が理事会の議決を経て, 別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は, 評議員会の意見を聴いた上で, 理事会の議決により行う。

附則 この規程は, 令和〇年〇月〇日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 〇〇円
常務理事	月額 〇〇円
理事	月額 〇〇円
監事	月額 〇〇円

別表第2 (常勤の役員の報酬)

号俸	理事長	常務理事	理事	監事
1	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
2	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
3	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
4	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
5	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
6	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円

7	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
8	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
9	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
10	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円

別表第3 (常勤の役員の賞与)

●月の賞与	報酬月額×〇か月分
■月の賞与	報酬月額×〇か月分

別表第4 (常勤の役員の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1 か年単位とし, 端数は月割りとする。ただし, 1 か月未満は1 か月に切り上げる。

別表第5 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	〇〇円
上記の他, 法人業務のための勤務	〇〇円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	〇〇円
上記の他, 法人業務のための勤務	〇〇円